## 少量危険物・指定可燃物に係る届出場所の変更について

筑紫野太宰府消防本部では、これまで各消防署で行っていた少量危険物・指定可燃物の貯蔵取扱い業務を、

**平成29年4月1日**より**消防本部予防課予防係**で行うことになりました。

これに伴い少量危険物・指定可燃物に係る届出場所が 変更となりますのでご注意ください。

※事前相談、打合せ等も消防本部予防課予防係となります。

届出書	少量危険物・指定可燃物 貯蔵、取扱い、廃止 届出書(様式第16号) ※届出書には、届出書様式備考に記載の資料を添付して下さい。				
提出部数	正・副の2部提出				
提出窓口	筑紫野太宰府消防本部 予防課 予防係(庁舎3階)				
受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで (土、日、休日及び年末年始は除く)				
問合せ先	筑紫野太宰府消防本部 予防課 予防係 筑紫野市針摺西1-1-1 092-924-5953(直通) 担当:本村・東				

少量危険物貯蔵指定可燃物取扱い 届 出 書廃止

				年 月 日
	様			
	者			
		住 〕	<b></b>	
		氏 名		
		電話者	番号 ( )	_
	所 在 地			
貯蔵 又は取扱いの場所	名 称		電話番号(	) —
類、品名及び	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
最 大 数 量				
貯蔵又は取扱 方法の概要				,
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設備の概要				
消 防 用 設 備 等 の 概 要				
①届出年月日				
②廃止年月日				
③ 廃 止 理 由				
その他必要な事項				
※ 受	付 欄		※ 経	過欄

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。(廃止の場合は除く。)